

北上市長交際費支出基準

（趣旨）

第1 この基準は、市政の円滑な運営のため、市長が市政の推進に必要な外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、その種別、支出内容、支出金額その他必要な事項について定めるものとする。

（交際費を支出できる職）

第2 交際費を支出できる者は、市長、副市長及びその代理の者とし、それ以外の者については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、市長と協議のうえ、支出できるものとする。

（支出の相手方）

第3 交際費を支出する相手方は、次の個人又は団体とする。

- (1) 北上市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 北上市政の進展に功績のあったもの
- (3) その他市長が特に必要と認めたもの

（種別、支出内容及び支出金額）

第4 交際費の種別、支出内容及び支出金額は、次のとおりとする。

種 別	支 出 内 容	支 出 金 額
祝 金	各種総会、大会、式典、行事等のお祝いに係る経費	10,000円以内で相当と認められる額
会 費	各種団体等が開催する会合の出席に係る経費	会費及び会費相当額（10,000円を限度とする）
弔 慰	市政関係者及びその家族の葬儀等に係る香典、花輪、生花（供物）に要する経費	香典 5,000円～10,000円 花輪 20,000円程度 生花 15,000円程度
激励金	国体等の全国大会に出場する場合及び海外青年協力隊派遣者の激励に係る経費	10,000円
その他	市政の円滑な推進に必要な経費及び土産代、公用名刺印刷代その他市長が必要と認めた経費	社会通念上、妥当と認められる範囲内で現に必要とする額

（支出状況の公開）

第5 交際費支出状況の公開は、毎月別記様式により行うものとし、当月分を翌月の

20 日までに北上市のホームページに掲載するとともに、企画部政策企画課において
閲覧に供する。

(見直し)

第 6 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うもの
とする。

(その他)

第 7 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

平成 年 月分 交際費支出状況

支出日	種 別	支出内容	出席者	金 額
月 日				
月計	(件数)			